

届出手続きについて(建設業者用)

平成21年10月1日以降に新築住宅を引き渡した建設業者は、年2回の基準日(3月31日及び9月30日)から3週間以内に資力確保の状況について所管行政庁に届出手続きを行う必要があります。

1. 届出対象者

年2回の基準日において、過去10年間に新築住宅を引き渡した建設業者(第4回目の届出となる今回は、平成23年4月1日～平成23年9月30日(当日含む)に新築住宅を引き渡した建設業者)

2. 届出先

〒850-8570 長崎市江戸町2-13

長崎県土木部監理課建設業指導班

必ず「瑕疵担保履行法届出書在中」と朱書きのこと。

3. 届出方法

郵送に限る。

4. 届出書類

届出書(第1号様式)

引き渡し物件の一覧表

供託書の写し(新たに保証金を供託した場合)

保険のみの場合は不要

保険法人が発行する保険契約を証する書面

(新たに保険契約をした場合)供託のみの場合は不要

については、各事業者にて作成(様式ダウンロード可)

については、保険会社より送付されてくる引き渡し物件一覧表に自社の情報を記載・押印し届出【自社にて作成も可(様式1号の2)】

については、法務局より交付される供託書の写し

については、保険会社より送付される証明書(10月上旬発行)

5. 届出部数

1部(受付印を押した控え(副)の返送を希望する場合は、必要額の切手を貼り、宛名を記載した返信用封筒を同封のうえ、正副各1部)提出